

事 務 連 絡

平成 25 年 3 月 29 日

入札参加者 様

扶桑町長 江戸 満

平成 25 年度の契約事務変更点について

契約事務制度について、平成 25 年 4 月 1 日以降下記の変更を予定しております。入札・契約にあたっては十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

建設工事(土木建築に関する工事の設計、調査、測量及び監理を含む。)における前金払率の拡大について

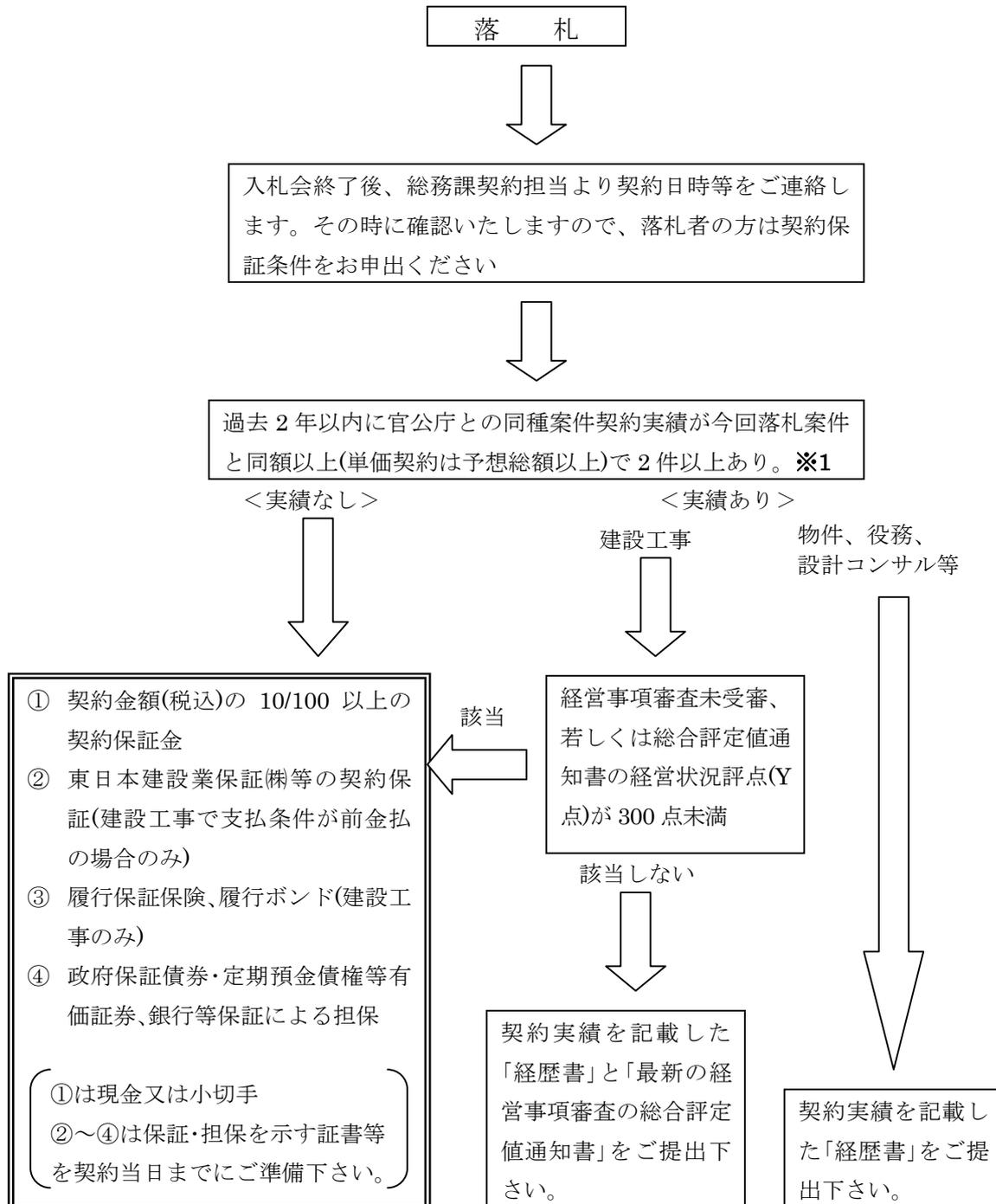
今まで扶桑町公共工事の前金払取扱要綱第 3 条に基づき、前金払の額について契約金額が 5,000 万円以下のとき契約金額に 100 分の 30 を乗じて得た額以内、契約金額が 5,000 万円を超えるととき契約金額から 5,000 万円を控除した額に 100 分の 25 を乗じ、1,500 万円を加えて得た額以内としておりましたが、契約金額に 100 分の 40 を乗じて得た額(土木建築に関する工事の設計、調査、測量及び監理については契約金額に 100 分の 30 を乗じて得た額)以内になります。

建設工事(土木建築に関する工事の設計、調査、測量及び監理を含む。)における契約保証金免除手続きについて

扶桑町契約規則第 35 条第 3 号に基づく過去実績による契約保証金免除の例外として、今まで予定価格が 3,000 万円以上を対象としてきましたが、基準金額が引き下げられ、予定価格が 1,000 万円以上から例外の対象になります。

案件落札後の契約保証手続きについて

案件を落札された入札者の方におかれましては、以下のフローにより契約保証の手続きをお願いします。



※ 1 ただし、工事及び工事に関する設計、調査、測量並びに監理業務で予定価格が 1000 万円以上となる場合、契約実績にかかわらず契約保証金又はそれに代わる担保が必要となります(扶桑町公共工事の施行に関する事務取扱要綱第 19 条)。その場合は二重の四角の中の①～④のうち、いずれか一つをご提出ください。